

第4 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（連結納税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 共通規定 第68条の2～第68条の3（共通事項）関係</p> <p>第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例 第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）関係</p> <p>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例 第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究費の額 第2款 中小連結親法人 第3款 その他 第68条の10～第68条の36（共通事項）関係</p> <p><u>第68条の10</u>（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税</p>	<p>第1章 共通規定 第68条の2～第68条の3（共通事項）関係</p> <p>第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例 第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）関係</p> <p>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例 第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究費の額 第2款 中小連結親法人 第3款 その他 第68条の10～第68条の36（共通事項）関係</p> <p><u>第68条の10</u>（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p><u>第68条の10の2</u>（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p><u>第68条の12</u>（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税</p>

額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 2 《雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 3 《法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係

第 68 条の 16 《特定設備等の特別償却) 関係

第 1 款 共通事項

第 2 款 公害防止設備

第 3 款 海洋運輸業等

第 68 条の 17 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係

第 68 条の 20 《集積区域における集積産業用資産の特別償却) 関係

第 68 条の 25 《特定農産加工品生産設備等の特別償却) 関係

第 1 款 特定農産加工品生産設備

第 2 款 新用途米穀加工品等製造設備

第 68 条の 26 《特定高度通信設備の特別償却) 関係

第 68 条の 27 《特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

第 68 条の 29 《医療用機器等の特別償却) 関係

第 68 条の 31 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係

第 68 条の 32 《支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増

額の特別控除) 関係

第 68 条の 14 《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 2 《雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 3 《法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係

第 68 条の 16 《特定設備等の特別償却) 関係

第 1 款 共通事項

第 2 款 公害防止設備

第 3 款 海洋運輸業等

第 68 条の 17 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係

第 68 条の 20 《集積区域における集積産業用資産の特別償却) 関係

第 68 条の 21 《事業革新設備等の特別償却) 関係

第 68 条の 25 《新用途米穀加工品等製造設備の特別償却) 関係

第 68 条の 26 《特定高度通信設備の特別償却) 関係

第 68 条の 27 《特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

第 68 条の 29 《医療用機器等の特別償却) 関係

第 68 条の 30 《経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却) 関係

第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準

第 2 款 対象となる資産の範囲等

第 68 条の 31 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係

第 68 条の 32 《支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増

<p>償却) 関係</p> <p>第 68 条の 33 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 34 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係</p> <p>第 3 章 連結法人の準備金等</p> <p>第 68 条の 43～<u>第 68 条の 58</u> (共通事項) 関係</p> <p>第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係</p> <p><u>第 68 条の 46</u> (特定災害防止準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 53 (使用済燃料再処理準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係</p> <p><u>第 68 条の 57</u> (関西国際空港用地整備準備金) 関係</p> <p><u>第 68 条の 57 の 2</u> (中部国際空港整備準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 58 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係</p> <p>第 4 章 削 除</p> <p>第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例</p>	<p>償却) 関係</p> <p>第 68 条の 33 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 34 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係</p> <p>第 3 章 連結法人の準備金等</p> <p>第 68 条の 43～<u>第 68 条の 58 の 2</u> (共通事項) 関係</p> <p>第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係</p> <p><u>第 68 条の 45</u> (特定災害防止準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 53 (使用済燃料再処理準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係</p> <p><u>第 68 条の 57</u> (関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 58 (特別修繕準備金) 関係</p> <p><u>第 68 条の 58 の 2</u> (社会・地域貢献準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係</p> <p>第 4 章 削 除</p> <p>第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例</p>
---	--

第 68 条の 61 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係

第 6 章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第 68 条の 63 (沖縄の認定法人の連結所得の特別控除) 関係

第 6 章の 2 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例

第 68 条の 63 の 2 (国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例) 関係

第 7 章 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例

第 68 条の 64 (農業経営基盤強化準備金) 関係

第 68 条の 65 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係

第 8 章 連結法人の交際費等の課税の特例

第 68 条の 66 (交際費等の損金不算入) 関係

第 1 款 交際費等の範囲

第 2 款 損金不算入額の計算

第 9 章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第 68 条の 68 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

第 1 款 課税対象の範囲等

第 2 款 収益の額

第 3 款 原価の額

第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等

第 5 款 適用除外関係

第 6 款 その他

第 68 条の 61 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係

第 6 章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第 68 条の 63 (沖縄の認定法人の連結所得の特別控除) 関係

第 6 章の 2 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例

第 68 条の 63 の 2 (国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例) 関係

第 7 章 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例

第 68 条の 64 (農業経営基盤強化準備金) 関係

第 68 条の 65 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係

第 8 章 連結法人の交際費等の課税の特例

第 68 条の 66 (交際費等の損金不算入) 関係

第 1 款 交際費等の範囲

第 2 款 損金不算入額の計算

第 9 章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第 68 条の 68 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

第 1 款 課税対象の範囲等

第 2 款 収益の額

第 3 款 原価の額

第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等

第 5 款 適用除外関係

第 6 款 その他

第 68 条の 69 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

第 1 款 課税対象の範囲等

第 2 款 収益の額

第 3 款 原価の額

第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等

第 5 款 適用除外関係

第 6 款 その他

第 10 章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第 68 条の 70～第 68 条の 85 の 3 (共通事項) 関係

第 68 条の 70～第 68 条の 73 (収用等の場合の課税の特例) 関係

第 1 款 収用等の範囲

第 2 款 補償金の範囲等

第 3 款 圧縮記帳等の計算

第 4 款 収用証明書等

第 68 条の 73 (収用換地等の場合の連結所得の特別控除) 関係

第 68 条の 74 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

第 68 条の 75 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

第 68 条の 76 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

第 68 条の 76 の 2 (特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除) 関係

第 1 款 対象資産の範囲等

第 2 款 その他

第 68 条の 77 (資産の譲渡に係る特別控除額の特例) 関係

第 68 条の 78～第 68 条の 80 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

第 68 条の 69 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

第 1 款 課税対象の範囲等

第 2 款 収益の額

第 3 款 原価の額

第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等

第 5 款 適用除外関係

第 6 款 その他

第 10 章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第 68 条の 70～第 68 条の 85 の 3 (共通事項) 関係

第 68 条の 70～第 68 条の 73 (収用等の場合の課税の特例) 関係

第 1 款 収用等の範囲

第 2 款 補償金の範囲等

第 3 款 圧縮記帳等の計算

第 4 款 収用証明書等

第 68 条の 73 (収用換地等の場合の連結所得の特別控除) 関係

第 68 条の 74 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

第 68 条の 75 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

第 68 条の 76 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

第 68 条の 76 の 2 (特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除) 関係

第 1 款 対象資産の範囲等

第 2 款 その他

第 68 条の 77 (資産の譲渡に係る特別控除額の特例) 関係

第 68 条の 78～第 68 条の 80 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

係
第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 事業の用に供したことの意義等
第 3 款 圧縮限度額の計算等
第 4 款 特別勘定
第 5 款 その他
第 68 条の 82 及び第 68 条の 83 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係
第 68 条の 84 及び第 68 条の 85 (認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係
第 68 条の 85 の 2 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係
第 68 条の 85 の 3 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係
第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 その他
第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等
第 68 条の 88 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係
第 1 款 特殊の関係
第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定
第 3 款 比較対象取引
第 4 款 独立企業間価格の算定
第 5 款 利益分割法の適用
第 6 款 取引単位営業利益法の適用

係
第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 事業の用に供したことの意義等
第 3 款 圧縮限度額の計算等
第 4 款 特別勘定
第 5 款 その他
第 68 条の 82 及び第 68 条の 83 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係
第 68 条の 84 及び第 68 条の 85 (認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係
第 68 条の 85 の 2 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係
第 68 条の 85 の 3 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係
第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 その他
第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等
第 68 条の 88 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係
第 1 款 特殊の関係
第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定
第 3 款 比較対象取引
第 4 款 独立企業間価格の算定
第 5 款 利益分割法の適用
第 6 款 取引単位営業利益法の適用

第7款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用

第8款 申告調整等

第9款 国外移転所得金額の取扱い等

第12章 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例

第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）
関係

第68条の89の2及び第68条の89の3（連結法人の関連者等に係る純支払利
子等の課税の特例）関係

第13章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第68条の90～第68条の93（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税
の特例）関係

第68条の93の2～第68条の93の5（特殊関係株主等である連結法人に係る
特定外国法人に係る所得の課税の特例）
関係

第14章 連結法人のその他の特例

第68条の94（技術研究組合の所得計算の特例）関係

第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係

第68条の99（社会保険診療報酬の所得計算の特例）関係

第68条の101（農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例）
関係

第68条の102（転廃業助成金等に係る課税の特例）関係

第68条の102の2（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算
入の特例）関係

第7款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適
用

第8款 申告調整等

第9款 国外移転所得金額の取扱い等

第12章 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）
関係

第13章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第68条の90～第68条の93（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税
の特例）関係

第68条の93の2～第68条の93の5（特殊関係株主等である連結法人に係る
特定外国法人に係る所得の課税の特例）
関係

第14章 連結法人のその他の特例

第68条の94（技術研究組合の所得計算の特例）関係

第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係

第68条の99（社会保険診療報酬の所得計算の特例）関係

第68条の101（農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例）
関係

第68条の102（転廃業助成金等に係る課税の特例）関係

第68条の102の2（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算
入の特例）関係

<p>第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係</p>	<p>第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係</p>
--	--

二 第 68 条の 9 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p>	<p><u>68 の 9 (3) - 3 削 除</u></p> <p><u>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</u></p> <p><u>68 の 9 (3) - 4 措置法第 68 条の 9 第 14 項及び第 15 項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」とは、連結確定申告書等に記載された控除税額そのものをいうのではなく、当該連結確定申告書等に記載された事項を基礎として計算する場合に控除を受けることができる正当額をいう。したがって、連結所得金額の更正により法人税の額が増加することとなっても、控除を受けることができる金額は、当該正当額に限られることに留意する。</u></p>

三 第 68 条の 10~第 68 条の 36 (共通事項) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>68 の 10~68 の 36 (共) - 1 措置法第 68 条の 10 第 1 項、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 20……………</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>68 の 10~68 の 36 (共) - 1 措置法第 68 条の 10 第 1 項、第 68 条の 10 の 2 第 1 項、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 12 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68の10～68の36(共)－2 ……措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の15第1項、第68条の16、第68条の17、第68条の20、第68条の24から第68条の27まで、<u>第68条の29及び第68条の31</u>から第68条の36までの規定(同法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の11第1項、<u>第43条から第44条まで及び第44条の3から第48条まで</u>……)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>68の10～68の36(共)－3 措置法第68条の10、<u>第68条の11</u>、第68条の15、第68条の16、第68条の17、第68条の20……</p> <p>(注)1 ……</p> <p>2 ……</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p>	<p>15第1項、第68条の16、第68条の17、第68条の20、<u>第68条の21</u>……</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68の10～68の36(共)－2 ……措置法第68条の10第1項、<u>第68条の10の2第1項</u>、第68条の11第1項、<u>第68条の12第1項</u>、第68条の14第1項、第68条の15第1項、第68条の16、第68条の17、第68条の20、<u>第68条の21</u>、第68条の24から第68条の27まで<u>及び第68条の29</u>から第68条の36までの規定(同法第42条の5第1項、<u>第42条の5の2第1項</u>、第42条の6第1項、<u>第42条の7第1項</u>、<u>第42条の10第1項</u>、第42条の11第1項<u>及び第43条から第48条まで</u>……)</p> <p><u>(常時使用する従業員の範囲)</u></p> <p>68の10～68の36(共)－3 <u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項第1号から第5号までに規定する「常時使用する従業員の数」の意義については、68の9(2)－3の取扱いを準用する。</u></p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>68の10～68の36(共)－4 措置法第68条の10から第68条の12まで、<u>第68条の14</u>、第68条の15、第68条の16、第68条の17、第68条の20、<u>第68条の21</u>……</p> <p>(注)1 ……</p> <p>2 ……</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>68 の 10～68 の 36 (共) -4</u> ……措置法第 68 条の 10 第 4 項、第 68 条の 11 第 4 項、第 68 条の 13 第 3 項又は第 68 条の 15 第 4 項……………</p> <p>(信託財産に属する減価償却資産の特別償却等に係る証明書類等の添付)</p> <p><u>68 の 10～68 の 36 (共) -5</u> ……</p> <p>……………以下「受益者等」という。) ……</p>	<p><u>68 の 10～68 の 36 (共) -5</u> ……措置法第 68 条の 10 第 4 項、第 68 条の 10 の 2 第 4 項、第 68 条の 11 第 4 項、<u>第 68 条の 12 第 4 項</u>、第 68 条の 13 第 3 項、<u>第 68 条の 14 第 4 項</u>又は第 68 条の 15 第 4 項……………</p> <p>(信託財産に属する減価償却資産の特別償却等に係る証明書類等の添付)</p> <p><u>68 の 10～68 の 36 (共) -6</u> ……</p> <p>……………以下 <u>68 の 10～68 の 36 (共) -6</u> において「受益者等」という。) ……</p>

四 旧第 68 条の 10(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>第 68 条の 10 《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》 関係</u></p>
(廃 止)	<p><u>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>68 の 10-1</u> 連結法人が、措置法第 68 条の 10 第 2 項に規定する「中小連結法人」に該当する連結法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械その他の減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p>
(廃 止)	<p><u>68 の 10-2</u> 削 除</p>
(廃 止)	<p><u>68 の 10-3</u> 削 除</p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>68 の 10-4 削 除</u>
(廃 止)	<u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u>
	<u>68 の 10-5 連結法人が、その取得又は製作をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該連結法人の営む事業の用に供したもとして措置法第 68 条の 10 の規定を適用する。</u>
(廃 止)	<u>68 の 10-6 削 除</u>
(廃 止)	<u>(附属機器等の同時設置の意義)</u>
	<u>68 の 10-7 措置法第 68 条の 10 第 1 項第 2 号及び措置法令第 39 条の 40 第 2 項に規定する減価償却資産に係る平成 4 年 3 月 31 日付大蔵省告示第 57 号の別表において本体と同時に設置することを条件として、措置法第 68 条の 10 第 1 項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等に該当することとなる附属の機器等（以下「附属機器等」という。）には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属機器等が含まれるものとする。</u>
(廃 止)	<u>(エネルギー需給構造改革推進設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u> <u>68 の 10-8 連結法人が措置法第 68 条の 10 第 1 項(同法第 42 条の 5 第 1 項を含む。)に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を事業の用に供した日を含む連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下 68 の 10-8 において「供用年度」という。）後の連結事業年</u>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>度において当該エネルギー需給構造改革推進設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあったエネルギー需給構造改革推進設備等に係る措置法第 68 条の 10 第 2 項（同法第 42 条の 5 第 2 項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p> <p><u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u></p> <p><u>68 の 10-9 措置法第 68 条の 10 第 9 項の規定により同条第 1 項から第 3 項まで及び第 6 項の規定の適用がない同条第 9 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項から第 3 項まで及び第 6 項の規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第 9 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第 1 項から第 3 項まで及び第 6 項の規定の適用を受けることができる。</u></p> <p><u>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</u></p> <p><u>68 の 10-10 措置法第 68 条の 10 第 11 項及び第 12 項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、68 の 9(3)-4 の取扱いを準用する。</u></p>
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	

五 第 68 条の 10 (エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 10</u> (エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p>	<p><u>第 68 条の 10 の 2</u> (エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p>
<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p>	<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p>
<p><u>68 の 10-1</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 10</u>……………</p>	<p><u>68 の 10 の 2-1</u> ……………</p> <p>……………<u>同条</u>……………</p>
<p>(附属機器等の同時設置の意義)</p>	<p>(附属機器等の同時設置の意義)</p>
<p><u>68 の 10-2</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 10 第 1 項</u>……………</p>	<p><u>68 の 10 の 2-2</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 10 の 2 第 1 項</u>……………</p>
<p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p>	<p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p>
<p><u>68 の 10-3</u> 連結法人が、<u>措置法第 68 条の 10 第 2 項</u>……………</p>	<p><u>68 の 10 の 2-3</u> 連結法人が、<u>措置法第 68 条の 10 の 2 第 2 項</u>……………</p>
<p>(エネルギー環境負荷低減推進設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p>	<p>(エネルギー環境負荷低減推進設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p>
<p><u>68 の 10-4</u> 連結法人が<u>措置法第 68 条の 10 第 1 項</u>(<u>同法第 42 条の 5 第 1 項</u>…………… ……………<u>措置法第 68 条の 10 第 2 項</u>(<u>同法第 42 条の 5 第 2 項</u>……………</p>	<p><u>68 の 10 の 2-4</u> 連結法人が<u>措置法第 68 条の 10 の 2 第 1 項</u>(<u>同法第 42 条の 5 の 2 第 1 項</u>……………<u>措置法第 68 条の 10 の 2 第 2 項</u>(<u>同法第 42 条の 5 の 2 第 2 項</u>……………</p>
<p>(廃 止)</p>	<p><u>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</u></p> <p><u>68 の 10 の 2-5</u> <u>措置法第 68 条の 10 の 2 第 9 項及び第 10 項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、68 の 9(3)-4 の取扱いを準用する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u></p> <p><u>68 の 10-5 措置法第 68 条の 10 第 7 項の規定により同条第 1 項から第 3 項までの規定の適用がない同条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項から第 3 項までの規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第 7 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けることができる。</u></p>	<p>(新 設)</p>

六 第 68 条の 11 (中小連結法人が機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(連結事業年度の中途において中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68 の 11-1<u>措置法規則第 22 条の 25 第 1 項</u>..... (注)</p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 11-2<u>機械及び装置又は工具、器具及び備品</u>..... ... (注) <u>措置法規則第 22 条の 25 第 1 項</u>に規定する「<u>第 20 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号</u>」に掲げる<u>工具、器具及び備品</u>の取得価額の合計額が 120 万円以上であるかどうかについては、各連結法人が<u>同項第 1 号、第 2 号又は第</u></p>	<p>(連結事業年度の中途において中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68 の 11-1<u>措置法規則第 22 条の 24 第 1 項</u>..... (注)</p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 11-2<u>機械及び装置又は器具及び備品</u>.....</p> <p>(注) <u>措置法規則第 22 条の 24 第 1 項</u>に規定する「<u>第 20 条の 2 の 3 第 1 項各号</u>」に掲げる器具及び備品の取得価額の合計額が 120 万円以上であるかどうかについては、各連結法人が<u>当該各号ごとに、当該各号</u>に規定する器具及び備品</p>

改 正 後	改 正 前
<p>4号ごとに、<u>これらの号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額</u>により判定することに留意する。</p> <p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p>68の11-3 ……………<u>機械及び装置、工具、器具及び備品又はソフトウェア</u>……………<u>機械及び装置、工具、器具及び備品又はソフトウェア</u>……………</p> <p>(事業の判定)</p> <p>68の11-5 ……………</p> <p>⑥ ……………<u>措置法規則第20条の3第7項第11号</u>……………</p> <p>(その他これらに類する事業に含まれないもの)</p> <p>68の11-6 ……………<u>措置法規則第20条の3第7項第2号括弧書</u>……………</p> <p>(附属機器等の同時設置の意義等)</p> <p>68の11-9 ……………<u>措置法規則第20条の3第1項第2号</u>……………</p> <p>⑥ <u>措置法規則第20条の3第1項第3号</u>……………</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>の取得価額の合計額により判定することに留意する。</p> <p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p>68の11-3 ……………<u>機械及び装置、器具及び備品又はソフトウェア</u>……………<u>機械及び装置、器具及び備品又はソフトウェア</u>……………</p> <p>(事業の判定)</p> <p>68の11-5 ……………</p> <p>⑥ ……………<u>措置法規則第20条の2の3第7項第11号</u>……………</p> <p>(その他これらに類する事業に含まれないもの)</p> <p>68の11-6 ……………<u>措置法規則第20条の2の3第7項第2号括弧書</u>……………</p> <p>(附属機器等の同時設置の意義等)</p> <p>68の11-9 ……………<u>措置法規則第20条の2の3第1項第1号</u>……………</p> <p>⑥ <u>措置法規則第20条の2の3第1項第2号</u>……………</p> <p><u>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</u></p> <p>68の11-12 <u>措置法第68条の11第9項及び第10項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、68の9(3)-4の取扱いを準用する。</u></p>

七 旧第 68 条の 12(事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 68 条の 12 (事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u>
(廃 止)	<p><u>(連結事業年度の中途において特定中小連結法人等に該当しなくなった場合等の適用)</u></p> <p><u>68 の 12-1 連結法人が各連結事業年度の中途において措置法第 68 条の 12 第 1 項に規定する特定中小連結親法人等又は特定中小連結子法人等 (以下「特定中小連結法人等」という。) に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作 (以下「取得等」という。) をして事業の用に供した同項に規定する事業基盤強化設備等については、同項の規定の適用があることに留意する。この場合において、措置法規則第 22 条の 25 第 1 項に規定する器具及び備品に係る取得価額の合計額が 120 万円以上であるかどうか又は情報基盤強化設備等 (措置法第 68 条の 12 第 1 項に規定する「情報基盤強化設備等」をいう。以下 68 の 12-9 までにおいて同じ。) の取得価額の合計額が 70 万円以上であるかどうかは、その特定中小連結法人等に該当していた期間内に取得等をして事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定するものとする。</u></p> <p><u>(註) 連結法人が各連結事業年度の中途において措置法第 68 条の 12 第 2 項に規定する特定中小連結親法人等又は特定中小連結子法人等に該当しなくなった場合の同項の規定の適用についても同様とする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(取得価額の判定単位)</u></p> <p><u>68 の 12-2 措置法令第 39 条の 42 第 1 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の 1 台又は 1 基の取得価額が 280 万円以上又は 120 万円以上であるかどうか</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>かについては、通常 1 単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>㊸ 措置法規則第 22 条の 25 第 1 項の「第 20 条の 3 第 1 項各号に掲げるもの」の取得価額の合計額が 120 万円以上であるかどうかについては、各連結法人が当該各号ごとに、当該各号に規定する器具及び備品の取得価額の合計額により判定することに留意する。</u></p> <p><u>(圧縮記帳をした事業基盤強化設備等の取得価額)</u></p> <p><u>68 の 12-3 措置法令第 39 条の 42 第 1 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が 280 万円以上又は 120 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が 70 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p><u>68 の 12-4 削 除</u></p> <p><u>(主たる事業でない場合の適用)</u></p> <p><u>68 の 12-5 連結法人の営む事業が措置法第 68 条の 12 第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する事業（以下「特定事業」という。）に該当するかどうかは、当該連結法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないこと</u></p>
(廃 止)	
(廃 止)	
(廃 止)	

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>に留意する。</u></p> <p><u>(ソフトウェアの改良費用)</u></p> <p><u>68の12-5の2 措置法第68条の12第1項第5号に掲げる連結法人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェア（措置法規則第22条の25第6項に係る措置法規則第20条の3第7項に規定するソフトウェアに限る。）を取得したと同様の状況にあるものと認められ、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証されたときは、当該費用の額を当該ソフトウェアの取得価額として措置法第68条の12第1項又は第2項の規定の適用があるものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(事業の判定)</u></p> <p><u>68の12-6 連結法人の営む事業が特定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備等)</u></p> <p><u>68の12-7 特定事業とその他の事業とを営む連結法人が、その取得等をした事業基盤強化設備等（措置法第68条の12第1項に規定する事業基盤強化設備等をいう。以下68の12-8において同じ。）をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を特定事業の用に供したのものとして同条の規定を適用する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>68の12-8 特定中小連結法人等である連結法人が、その取得等をした事業基盤強化設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該事業基盤強化設備等が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該事業基盤強化設備等は当該連結法人の営む事業の用に供したものと</u> <u>して取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 物品賃貸業を営む連結法人は、貸付けの用に供した事業基盤強化設備等につき措置法第68条の12第1項及び第2項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</u></p> <p><u>(附属の装置又はソフトウェアの同時設置の意義)</u></p> <p><u>68の12-9 措置法規則第22条の25第6項に係る措置法規則第20条の3第7項第1号ロ又は第4号において本体の電子計算機又は同項第1号から第3号までに掲げる減価償却資産のいずれか(以下68の12-9において「本体」という。)と同時に設置することを条件として情報基盤強化設備等に該当する旨の定めのある附属の装置又はソフトウェアには、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の装置又はソフトウェアが含まれるものとする。</u></p> <p><u>(事業基盤強化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>68の12-10 連結法人が措置法第68条の12第1項(同法第42条の7第1項を含む。)に規定する事業基盤強化設備等を事業の用に供した日を含む連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下68の12-10において「供用年度」という。)後の連結事業年度において当該事業基盤強化設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>遡って当該値引きのあった事業基盤強化設備等に係る措置法第 68 条の 12 第 2 項（同法第 42 条の 7 第 2 項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p> <p><u>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</u></p> <p>68 の 12-11 <u>措置法第 68 条の 12 第 5 項の規定の適用上、同条第 6 項第 1 号に規定する教育訓練費（以下「教育訓練費」という。）の額から控除する「他の者（当該中小連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額が含まれる。</u></p> <p>(1) <u>国等からその教育訓練費に充てるために交付を受けた補助金</u></p> <p>(2) <u>販売業者等である連結法人がその使用人の教育訓練費に充てるために当該連結法人の取扱商品の製造業者等から交付を受けた金銭の額</u></p> <p><u>(教育訓練費の範囲)</u></p> <p>68 の 12-12 <u>教育訓練費は、連結法人が自己の使用人に対して行う教育訓練等（措置法令第 39 条の 42 第 12 項第 1 号に規定する教育訓練等をいう。以下同じ。）の費用に限られるのであるが、一の教育訓練等に自己の工場又は店舗等内で当該連結法人の事業に従事する専属下請先等の従業員で自己の使用人と同等の事情にある者が含まれている場合であって、その者の数が極めて少数であるときには、その一の教育訓練等の費用の全額を当該連結法人の教育訓練費の額とすることができるものとする。</u></p> <p>(註) <u>一の教育訓練等に自己の使用人とそれ以外の者が含まれている場合には、当該連結法人の教育訓練費の額は、本文の取扱いを適用する場合を除き、当該教育訓練等の費用の額を自己の使用人の受講者数とそれ以外の受講者数と</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>の比等の合理的な基準によってあん分する方法で計算した金額になることに留意する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>68の12-13 連結親法人が措置法第68条の12第5項に規定する中小連結親法人に該当するかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>(廃 止) <u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u></p> <p><u>68の12-14 措置法第68条の12第9項の規定により同条第1項から第3項までの規定の適用がない同条第9項第1号及び第2号に掲げる連結法人は、同条第1項から第3項までの規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第9項第3号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第1項から第3項までの規定の適用を受けることができる。</u></p> <p>(廃 止) <u>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</u></p> <p><u>68の12-15 措置法第68条の12第11項及び第12項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、68の9(3)-4の取扱いを準用する。</u></p>

八 第 68 条の 13 (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68 の 13-2 ……………</p> <p>同項第 2 号若しくは第 3 号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか又は同号ロの機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が 500 万円を超えるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>68 の 13-4 ……………</p> <p>……………措置法令第 27 条の 9 第 5 項、第 7 項、第 9 項及び第 10 項……………</p> <p>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(税額控除の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>68 の 13-6 ……………</p> <p>……………措置法令第 27 条の 9 第 5 項、第 7 項、第 9 項及び第 10 項……………</p> <p>……………</p> <p>(取得価額の合計額が 20 億円等を超えるかどうかの判定)</p> <p>68 の 13-7 ……………</p> <p>措置法令第 39 条の 43 第 2 項第 1 号の一の設備でこれを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 5,000 万円を超</p>	<p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68 の 13-2 ……………</p> <p>同項第 2 号の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>68 の 13-4 ……………</p> <p>……………措置法令第 27 条の 9 第 5 項、第 7 項、第 8 項及び第 9 項……………</p> <p>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(税額控除の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>68 の 13-6 ……………</p> <p>……………措置法令第 27 条の 9 第 5 項、第 7 項、第 8 項及び第 9 項……………</p> <p>……………</p> <p>(取得価額の合計額が 20 億円等を超えるかどうかの判定)</p> <p>68 の 13-7 ……………</p> <p>措置法令第 39 条の 43 第 2 項第 1 号の一の設備でこれを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 5,000 万円を超</p>

改 正 後	改 正 前
<p>えるかどうか、<u>同項第2号若しくは第3号イ</u>の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか<u>又は同号ロの機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が500万円を超えるかどうか</u>の判定についても、同様とする。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>えるかどうか<u>又は同項第2号</u>の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。</p> <p><u>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</u></p> <p><u>68の13-13 措置法第68条の13第6項及び第7項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、68の9(3)-4の取扱いを準用する。</u></p>

九 旧第68条の14(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>第68条の14(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係</u></p>
(廃 止)	<p><u>(連結事業年度の中途において特定中小連結法人に該当しなくなった場合の適用)</u></p> <p><u>68の14-1 連結法人が各連結事業年度の中途において措置法第68条の14第1項に規定する特定中小連結親法人又は特定中小連結子法人(以下「特定中小連結法人」という。)に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をして事業の用に供した同項に規定する経営革新設備等(以下「経営革新設備等」という。)については、同条第1項及び第2項の規定の適用があることに</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>留意する。</u></p> <p><u>(取得価額の判定単位)</u></p> <p><u>68の14-2 措置法令第39条の44第1項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が280万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>(㊸ 措置法規則第22条の27第1項に規定する「第20条の4第3項各号」に掲げる器具及び備品の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、各連結法人が当該各号ごとに、当該各号に掲げる器具及び備品の取得価額の合計額により判定することに留意する。</u></p>
<p>(廃 止)</p>	<p><u>(圧縮記帳をした経営革新設備等の取得価額)</u></p> <p><u>68の14-3 措置法令第39条の44第1項に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物等の取得価額が280万円以上、120万円以上又は1,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品又は建物等が法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>
<p>(廃 止)</p>	<p><u>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</u></p> <p><u>68の14-4 措置法第68条の14第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得等をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>68 の 14-5 特定中小連結法人である連結法人が、その取得等をした経営革新設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該経営革新設備等が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該経営革新設備等は当該連結法人の営む事業の用に供したものと取り扱う。</u></p> <p><u>㊦ 物品賃貸業を営む連結法人は、貸付けの用に供した経営革新設備等につき措置法第 68 条の 14 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(経営革新設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>68 の 14-6 連結法人が措置法第 68 条の 14 第 1 項（同法第 42 条の 10 第 1 項を含む。）に規定する経営革新設備等を事業の用に供した日を含む連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下 68 の 14-6 において「供用年度」という。）後の連結事業年度において当該経営革新設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった経営革新設備等に係る措置法第 68 条の 14 第 2 項（同法第 42 条の 10 第 2 項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u></p> <p><u>68 の 14-7 措置法第 68 条の 14 第 7 項の規定により同条第 1 項から第 3 項までの規定の適用がない同条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項から第 3 項までの規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度においては、</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>当該連結子法人及び同条第7項第3号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第1項から第3項までの規定の適用を受けることができる。</u></p> <p><u>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</u></p> <p><u>68の14-8 措置法第68条の14第9項及び第10項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、68の9(3)-4の取扱いを準用する。</u></p>

十 第68条の15(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</u></p> <p><u>68の15-6 措置法第68条の15第9項及び第10項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、68の9(3)-4の取扱いを準用する。</u></p>
<p><u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u></p> <p><u>68の15-6 措置法第68条の15第7項の規定により同条第1項から第3項までの規定の適用がない同条第7項第1号及び第2号に掲げる連結法人は、同条第1項から第3項までの規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第7項第3号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第1項から第3項までの規定の適用を受けることができる。</u></p>	(新 設)

十一 第 68 条の 15 の 2 (雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</u></p> <p><u>68 の 15 の 2-3 措置法第 68 条の 15 の 2 第 4 項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、68 の 9 (3)-4 の取扱いを準用する。</u></p>

十二 第 68 条の 16 (特定設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>68 の 16 (1) -1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………<u>措置法令第 39 条の 46 第 5 項</u>……………</p>	<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>68 の 16 (1) -1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………<u>措置法令第 39 条の 46 第 7 項</u>……………</p>
<p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>68 の 16 (1) -2 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 46 第 6 項</u>……………</p>	<p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>68 の 16 (1) -2 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 46 第 8 項</u>……………</p>
<p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>68 の 16 (1) -3 <u>措置法令第 39 条の 46 第 1 項及び第 3 項</u>……………</p>	<p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>68 の 16 (1) -3 <u>措置法令第 39 条の 46 第 1 項及び第 5 項</u>……………</p>
<p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 16 (2) -2 <u>連結法人が、措置法第 68 条の 16 第 1 項の表の第 1 号の上欄に規定する「中小連結法人(連結親法人である同項第 7 号に規定する農業協同組合</u></p>	<p>(中小連結法人等以外の連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 16 (2) -2 <u>連結法人が、措置法第 68 条の 16 第 1 項に規定する「中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等以外の連結親法人又は</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>等を含む。)」に該当する連結法人であるかどうかは、その<u>取得又は製作若しくは建設をした特定設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>(代替設備の取得等に該当しないものの範囲)</p> <p>68の16(2)－3 <u>措置法第68条の16第1項の適用上、次に掲げる減価償却資産については、同項の表の第1号の中欄に規定する「既に事業の用に供されていた当該機械その他の減価償却資産に代えて当該事業の用に供されることとなつたもの」には該当しないものとしてすることができる。</u></p> <p>(1) …………… ……………以下同じ。)</p> <p>(2) ……………</p> <p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>68の16(3)－1 <u>措置法令第39条の46第2項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p><u>その連結子法人」に該当する連結法人であるかどうかは、その新設又は増設した措置法第68条の16第1項に規定する機械及び装置を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p><u>措置法令第39条の46第2項に規定する「中小連結法人（連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含む。）以外の連結法人」に該当する連結法人であるかどうかについても、同様とする。</u></p> <p>(新增設備の範囲)</p> <p>68の16(2)－3 <u>措置法令第39条の46第2項に規定する「新設又は増設をして事業の用に供するもの」には、連結法人が事業の用に供する同条第3項に規定する「既存の機械その他の減価償却資産に代えて設置をするもの」は含まれないのであるが、次に掲げる減価償却資産については、新設又は増設に係るものとして同条第2項の規定を適用し、同条第3項の規定を適用しないことができるものとする。</u></p> <p>(1) …………… ……………以下68の16(2)－3において同じ。)</p> <p>(2) ……………</p> <p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>68の16(3)－1 <u>措置法令第39条の46第4項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>

十三 旧第 68 条の 21 (事業革新設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 68 条の 21 (事業革新設備等の特別償却) 関係</u>
(廃 止)	<p><u>(特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期)</u></p>
	<p><u>68 の 21-1 連結法人が、措置法第 68 条の 21 第 1 項に規定する同法第 44 条の 2 第 1 項各号に掲げる事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画若しくは事業革新設備導入計画について当該各号に定める認定を受けた連結法人、同法第 68 条の 21 第 2 項各号に掲げる資源生産性革新計画若しくは資源制約対応製品生産設備導入計画について当該各号に定める認定を受けた連結法人、措置法令第 39 条の 51 第 1 項各号若しくは同条第 3 項に定める関係事業者である連結法人、認定事業再構築計画、認定経営資源融合計画若しくは認定資源生産性革新計画に従って合併により設立された連結法人又は認定経営資源再活用計画に従って設立された連結法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械及び装置その他の減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>68 の 21-2 連結法人が、その取得又は製作をした措置法第 68 条の 21 第 1 項に規定する事業革新設備又は同条第 2 項に規定する資源需給構造変化対応設備等 (以下「事業革新設備等」という。) を自己の下請業者に貸与した場合において、当該事業革新設備等が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該事業革新設備等は当該連結法人の営む事業の用に供したものと取り扱う。</u></p>

十四 第 68 条の 25 (特定農産加工品生産設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 25 (特定農産加工品生産設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 特定農産加工品生産設備</p> <p>(中小連結法人等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 25(1) -1 連結法人が、措置法第 68 条の 25 第 1 項に規定する「中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等」に該当する連結法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した同条第 1 項に規定する特定農産加工品生産設備 (以下「特定農産加工品生産設備」という。) を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p> <p>(事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>68 の 25(1) -2 連結法人が、自己の下請業者 (措置法第 68 条の 25 第 1 項に規定する経営改善計画の承認を受けたものに限る。) で同項の特定農産加工業 (以下「特定農産加工業」という。) に属する事業を営むものに対し、当該事業の用に供する特定農産加工品生産設備を貸し付けている場合において、当該特定農産加工品生産設備が専ら当該連結法人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている特定農産加工品生産設備は当該連結法人の営む特定農産加工業に属する事業の用に供したものととして取り扱う。</p> <p>④ 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、特定農産加工業に属する事業に該当しない。</p> <p>(取得価額の判定単位)</p>	<p>第 68 条の 25 (新用途米穀加工品等製造設備の特別償却) 関係</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>68の25(1)-3 措置法令第39条の52第1項に規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が340万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となつて使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>(圧縮記帳をした特定農産加工品生産設備の取得価額)</u></p> <p><u>68の25(1)-4 措置法令第39条の52第1項に規定する機械及び装置の取得価額が340万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置が法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2款 新用途米穀加工品等製造設備</p> <p>(事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p><u>68の25(2)-1</u> ……………措置法第68条の25第2項……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p><u>68の25-1</u> ……………措置法第68条の25第1項……………</p> <p>(注) ……………</p>

十五 第68条の27((特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)	(一の生産等設備の取得価額基準の判定)

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 27-3 <u>措置法令第 39 条の 56 に係る措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号</u>…… ……2,000 万円……</p> <p><u>措置法令第 39 条の 56 に係る措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 2 号イ若しくは第 3 号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか又は同項第 2 号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が 500 万円を超えるかどうかの判定について</u> <u>も、同様とする。</u></p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68 の 27-4 <u>措置法令第 39 条の 56 に係る措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号</u>…… ……2,000 万円……</p> <p><u>措置法令第 39 条の 56 に係る措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 2 号イ若しくは第 3 号の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか又は同項第 2 号ロの機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が 500 万円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p>(注) ……</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>68 の 27-8 …… ……<u>措置法令第 28 条の 9 第 9 項及び第 11 項</u>……</p> <p>(1) …… (2) …… (注) ……</p>	<p>68 の 27-3 <u>措置法令第 39 条の 56</u>……<u>同項に規定する 2,000 万円又は 1,000 万円</u>……</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68 の 27-4 <u>措置法令第 39 条の 56</u>……<u>同項に規定する 2,000 万円又は 1,000 万円</u>……</p> <p>(注) ……</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>68 の 27-8 …… ……<u>措置法令第 28 条の 9 第 9 項及び第 10 項</u>……</p> <p>(1) …… (2) …… (注) ……</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の合計額が10億円等を超えるかどうかの判定)</p> <p>68の27-11 ……………</p> <p>……………10億円又は20億円……………</p> <p><u>措置法令第39条の56に係る措置法令第28条の9第2項第1号の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうか、同項第2号イ若しくは第3号の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか又は同項第2号ロの機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が500万円を超えるかどうかの判定についても同様とする。</u></p> <p>(2以上の連結事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)</p> <p>68の27-12 ……………</p> <p>……………10億円又は20億円……………10億円又は20億円……………</p> <p>……………</p> <p>(算式)</p> $\left[\begin{array}{l} 10 \text{ 億円 又は } \\ 20 \text{ 億円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{超過連結事業年度前の} \\ \text{各連結事業年度(注1)} \\ \text{において事業の用に供} \\ \text{した工業用機械等の取} \\ \text{得価額の合計額(注2)} \end{array} \right] \times \frac{\begin{array}{l} \text{超過連結事業年度において} \\ \text{事業の用に供した個々の工} \\ \text{業用機械等の取得価額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{超過連結事業年度において} \\ \text{事業の用に供した工業用機} \\ \text{械等の取得価額の合計額} \end{array}}$ <p>⑥ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>	<p>(取得価額の合計額が10億円等を超えるかどうかの判定)</p> <p>68の27-11 ……………</p> <p>……………10億円……………</p> <p><u>措置法令第39条の56の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が同項に規定する2,000万円又は1,000万円を超えるかどうかの判定についても同様とする。</u></p> <p>(2以上の連結事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)</p> <p>68の27-12 ……………</p> <p>……………10億円……………10億円……………</p> <p>……………</p> <p>(算式)</p> $\left[\begin{array}{l} 10 \text{ 億円} - \begin{array}{l} \text{超過連結事業年度前の} \\ \text{各連結事業年度(注1)} \\ \text{において事業の用に供} \\ \text{した工業用機械等の取} \\ \text{得価額の合計額(注2)} \end{array} \right] \times \frac{\begin{array}{l} \text{超過連結事業年度において} \\ \text{事業の用に供した個々の工} \\ \text{業用機械等の取得価額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{超過連結事業年度において} \\ \text{事業の用に供した工業用機} \\ \text{械等の取得価額の合計額} \end{array}}$ <p>⑥ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>